

## 自治会法人若葉自治会規約

### (目的)

第1条 本会は、以下に掲げる様な地域的な共同活動を行うことにより良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

1. 回覧板の回付等、地域内の住民相互の連絡
2. 美化・清掃等、地域内の環境の整備
3. 防災・防犯の向上に対する事業
4. 交通安全の向上に対処する事業
5. 地域内の福祉厚生の上
6. 文化・体育活動を通して住民相互の親睦の充実
7. 集会施設の維持管理
8. その他、良好な地域社会の推進に必要な事業

### (名称)

第2条 本会は、自治会法人若葉自治会と称する。

### (区域)

第3条 本会の区域は、別図のとおりとする。

### (事務所)

第4条 本会の事務所は、相模原市中央区陽光台4丁目25番4号に置く。

### (会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

1. 入会または退会の申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。尚、入会または退会希望者は、別に役員会で定める届出用紙に記入し、会長に提出しなければならない。
2. 本会の活動を協賛する法人及び団体は、特別会員となることができる。
3. 第3条で定める区域内に住所を有しなくなった場合は、退会とする。
4. 会員は、第1条の目的に反する行為が明らかになった場合は役員会の決定により会員の資格を失うこともある。

### (会費)

第6条 自治会費の徴収等は次の通りとする。

1. 自治会会費 一戸当たり月額300円
2. 特別会員会費 年額12,000円
3. 納入方法 月数にこだわらず前納することができる。
4. 納入義務 資格を有した会員は、転入日の翌月から支払うものとし、転出者は転出日の当月分までとする。
5. 会費の返還 会員の資格を失った場合は、前納分を返却する。
6. 入会金 なし。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。(必要に応じて役員会で部及び人員の変更はできるものとする。)

1. 会長 1名	7. 会館会計部長 1名	13. 班長 各班 1名
2. 副会長 2名	8. 防災防犯部長 1名	
3. 館長 1名	9. 交通部長 1名	14. 監事 2名
4. 総務部長 2名	10. 衛生部長 1名	(役員ではない)
5. 書記 1名	11. 文化体育部長 2名	
6. 会計部長 1名	12. 福祉厚生部長 1名	

(役員を選出)

第8条 役員は次の方法で選出し、総会で承認を得る。

1. 会長は、新役員の中から推薦または、選挙によって選出する。但し、新役員以外からも推薦することができる。
2. 役員は、各班より3名選出する。(本部役員2名 班長1名) 但し、副会長2名のうち1名は、班選出外の会員から会長推薦により選ぶことができる。尚、会長が選出された班は、役員1名を補充することができる。
3. 会館館長は、会長が推薦し、会館会計は、館長が推薦する。
4. 公民館専門部員は、原則として班長が兼務する。(公民館より専門部員に推薦された班長については重複を除く)。尚、会長の推薦により、班長以外のものを専門部員として選出することもできる。
5. 会長選出は新役員で管理する。
6. 監事は、一般会員より2名を役員会で推薦する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、一切の会計を総括する。

1. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき又は欠けたときはその職務を代行する。
2. 館長は、会館の管理運営の一切を総括する。
3. 総務部長は、会区内の総務を管理し、その目的に努力する。
4. 書記は、役員会および総会の議事を記録し、議事録を作成する。
5. 会計部長は、会の収支を管理し、年度末に会計報告を行う。
6. 会館会計部長は、会館の収支を管理し、年度末に会計報告を行う。
7. 防犯防災部長は、会区内の防犯・防災を管理し、その目的に努力する。
8. 交通部長は、会区内の交通を管理し、その目的に努力する。
9. 衛生部長は、会区内の衛生を管理し、その目的に努力する。
10. 文化体育部長は、レクリエーション・スポーツ等をもって会員相互の親睦を図り、その目的に努力する。
11. 監事は、自治会会計、自治会館会計及び資産の状況を監査する。
12. 福祉厚生部長は、会員の福祉厚生を管理しその目的に努力する。
13. 班長は、所属する会員の総意を代表する。  
・広報の配布、並びに会の連絡事項の伝達を行う。

- ・総会で定められた会費を徴収、会計に収める。
- ・所属する班内に転入、転出があった場合はすみやかに会に報告する。
- ・班長は必要により、班会議を招集することができる。

14. 役員会は必要より、相談役を設けることができる。  
 相談役は、原則として、前年度の自治会長とするが、新役員と重複した場合はこの限りではない。  
 相談役は、役員尿性により、役員会に出席し、アドバイスすることができる。(ただし、相談役は役員ではない)

(役員任期)

第10条 役員任期は次のとおりとする。ただし再任は妨げない。

会長	1年	館長	1年
各部長(副会長も含む)	1年	班長(当番制)	1年

1. 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会の種別)

第11条 本会の総会は、通常総会と臨時総会を二種とする。

(総会の構成)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の機能)

第13条 総会は、この規定に定めるものの外、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第14条 通常総会は、毎年度決算終了後2箇月以内に開催する。

1. 臨時総会は、会長が必要と認めた時及び全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、その総会において、出席した中から選出する。

(総会の定足数)

第16条 総会は、会員の3分2以上の出席が無ければ開催できない。

(総会の議決)

第17条 総会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

1. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。  
 2. 前項の場合における第16条の適用については、その会員も出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

1. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人(書記)2名が署名押印しなければならない。

(役員構成)

第19条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。会長は必要に応じ、育成会会長・地区民生委員・青年部長・双葉会会長など諸役の出席と参考意見を要請できる。

会員は、オブザーバーとして出席できる。

(役員会の機能)

第20条 役員会は、次の事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項。
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項。
3. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(役員会の開催)

第21条 役員会は、会長が必要と認めたとき及び役員5分の1以上から請求があったとき開催する。

(役員会の議長)

第22条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第23条 役員会には、第16条及び第17条の規定を準用する。

(資産の構成)

第24条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 別に定める財産目録記載の資産。
2. 会費
3. 活動に伴う収入
4. 資産から生ずる果実
5. その他収入

(資産の管理)

第25条 本会の保有する資産の関係書類、ならびに本会実印(自治会法人若葉自治会長の印)は会長が管理する。保管に関しては、金融機関の貸金庫を利用することができる。

1. 本会の実印を使用する場合は、使用目的を役員会で承認を得て監事立会の上使用する。

(資産の処分)

第26条 本会の資産で別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において3分2以上の議決を要する。

(事業計画及び予算)

第27条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始時に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

1. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収支をすることができる。

(事業報告及び決算)

第28条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支決算書、財務目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了2箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年2月6日に始まり、毎年2月5日に終わる。

(規約の変更)

第30条 この規約の変更は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得たのち、市長の許可を受けて行うものとする。

※民法38条の規定(定款の変更は主務官庁の許可がないと効力なし)を準用

(委任)

第31条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

1. この規約は、本会の設立の許可のあった日から施行する。
2. 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第27条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
3. 本会の設立初年度は、第29条の規定にかかわらず設立許可のあった日から平成7年3月5日までとする。
4. 第7条、第8条、第10条、第18条、第29条は平成15年度以前に変更して施行されており、その旨をここに付記する。
5. 平成17年4月1日から第8条を変更して施行する。
6. 平成19年4月1日から第6条を変更して施行する。
7. 平成20年4月1日から第5条、第8条、第9条、第19条、第25条を変更して施行する。
8. 平成25年4月1日から第7条、第8条、第9条、第19条を変更して施行する。

**弔慰規定**

**(趣旨)**

**第 1 条** この規定は、会員等の弔意について必要な事項を定める。

**(弔慰の適用)**

**第 2 条** 弔慰金を贈る範囲は、会員及び同居する会員家族とする。

**(弔慰の額)**

**第 3 条** 弔慰金の額は次のとおりとする。

1. 会員(世帯主・配偶者)の場合 10,000円とする。
2. 会員と同居する家族の場合 5,000円とする。

**(報告)**

**第 4 条** 班内に第2条の該当者がでた場合、班長は速やかに会長に報告をする。

**(委任)**

**第 5 条** この規定に定めるもののほか必要な事項は、会長が決定する。

**附 則**

この規定は、平成6年4月1日より施行する。